

GS1 事業者コード 新規登録申請料の改定について

2019年10月1日より

2019年10月1日より「GS1 事業者コード 新規登録申請料」を下記のとおり改定いたします。JANコード（GTIN）・バーコードの利用が広がるなか、これらをより円滑に導入・利用いただくためにサービス・システムの一層の拡充に努めてまいります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(消費税 10%込)

申請料算定区分	年 商	ランク	登録申請料 (3年間分)
区分Ⅰ (年商の50%以上が「製造事業」、「自社商品の販売事業」の売上に該当する事業者)	500億円以上	A	264,000円
	50億円以上～500億円未満	B	154,000円
	10億円以上～50億円未満	C	110,000円
	5億円以上～10億円未満	D	77,000円
	1億円以上～5億円未満	E	38,500円
	1億円未満	F	16,500円

(消費税 10%込)

申請料算定区分	年 商	ランク	登録申請料 (3年間分)
区分Ⅱ (年商の50%以上が「卸売事業」、「小売事業」、「サービス事業等」の売上に該当する事業者)	1,000億円以上	A	264,000円
	500億円以上～1,000億円未満	B	154,000円
	100億円以上～500億円未満	C	110,000円
	50億円以上～100億円未満	D	77,000円
	10億円以上～50億円未満	E	38,500円
	10億円未満	F	16,500円

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

一般財団法人 流通システム開発センター コード管理部

- ・お問い合わせは Web ページ内のお問い合わせ用フォームからお願いいたします。
お問い合わせ用フォームは[こちら](#)。